

レファレンス

563

私学助成問題についての一考察

明治前期における日本の国家間賠償（一）

12

1997

国立国会図書館
調査立法考査局

目次

序 本稿の目的および構成

第一章 日本が賠償支払国となった事例

- 一 幕末の諸事件
- 二 堺事件
- 三 パークス英公使遭難事件
- 四 高島炭礦回収問題
- 五 大阪オランダ公使館事件
- 六 スネル事件
- 七 ヘレン・ブラック号事件
- 八 ベイホー号事件その他
- 九 米国人医師解雇事件
- 一〇 神戸港税関事件
- 一一 ヘーレン事件
- 一二 長崎事件

① 国家間賠償という言葉は一般に、講和に際して戦勝国が獲得する金銭を連想させる。しかし歴史的にみるとこの言葉の用法は、そのように狭く限定されたものではなかった。

② 幕末から日清戦争の前までに、日本が賠償を支払った一五の事例を見てみると、たしかに武力紛争のあとに金銭を支払った例はある(たとえば下関砲撃事件)。しかし一方で、外国武器商人の損害を明治政府が補填した「スネル事件」のような、紛争を政治的に解決するための賠償の例や、攘夷浪人がイギリス公使館を襲撃した「東禅寺事件」のあと支払われたような、国際違法行為による損害を填補するための賠償の例も、数多く存在している。

③ 日本が賠償の受領国となった場合(八事例)でも、台湾出兵のような、武力紛争の結果としての賠償の例がある一方、政府が在外邦人を保護する過程で相手国から金銭を受けとった「朝鮮人参没収事件」や、領土の授受に際し、そこに存在する日本政府の公有財産の対価を賠償として受け取った「樺太千島交換条約」の例もある。

第二章 日本が賠償受領国となった事例

- 一 台湾出兵
 - 二 樺太千島交換条約
 - 三 壬午事変
 - 四 萬里丸事件
 - 五 甲申事変
 - 六 オマハ号事件
 - 七 朝鮮人参没収事件
 - 八 防穀令事件(以上本号)
- 第三章 賠償に至らなかつた事例(以下次号)
- 第四章 国家間賠償の種類と特徴
- 結 今後の課題

④ このように当時、国家間賠償の概念は内容的にみて、きわめて多岐にわたっていた。しかしこれらの事例は大きく分けて、次の四種類(五類型)に整理することができる。

- ・ 国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填(一・二)
- ・ 紛争の政治的解決のための金銭の給付
- ・ 戦費賠償
- ・ 領土等の授受に伴う金銭の給付

⑤ 本稿の前半(本号掲載)では、具体的諸事例の紹介をおこなう。すなわち第一章で、日本が賠償の支払国となった二五の事例を紹介し、つづく第二章で、賠償受領国となった八つの事例をとりあげる。

⑥ 本稿の後半(次号掲載)ではさらに、賠償には至らなかつたが重要と思われる、マリア・ルス号事件や大津事件など一〇の事例を、参考事例として紹介する(第三章)。そして最後に、これらの事例を五類型によって整理し、かつ各類型の特徴を考察する(第四章)。

明治前期における日本の国家間賠償(一)

伊藤信哉

目次

序 本稿の目的および構成

第一章 日本が賠償支払国となった事例

- 一 幕末の諸事件
- 二 堺事件
- 三 パークス英公使遭難事件
- 四 高島炭礦回収問題
- 五 大阪オランダ公使館事件
- 六 スネル事件
- 七 ヘレン・ブラック号事件
- 八 ペイホー号事件その他
- 九 米国人医師解雇事件
- 一〇 神戸港税関事件

第二章 日本が賠償受領国となった事例

- 一 台湾出兵
 - 二 樺太千島交換条約
 - 三 壬午事変
 - 四 萬里丸事件
 - 五 甲申事変
 - 六 オマハ号事件
 - 七 朝鮮人参没収事件
 - 八 防穀令事件(以上本号)
- 第三章 賠償に至らなかつた事例(以下次号)
- 第四章 国家間賠償の種類と特徴
- 結 今後の課題

序 本稿の目的および構成

本稿は、明治維新から日清戦争の前までに日本が関係した、国家間賠償の諸事例を紹介することによって、当時の「国家間賠償」概念の多義性を示すとともに、その整理を試みるものである。

国家間賠償という言葉は一般に、「戦争の終結に際し、戦勝国が戦敗国から獲得する金銭」を連想させる。しかし当時の外交文書を検討すれば明かなように、この言葉（普通は単に賠償または償金と呼ぶことが多い）の用法は、そのように狭く限定されたものではなかった。本稿ではまず、日本が賠償を支払った事例を一五例（第一章）、受けとった事例を八例（第二章）、賠償には至らなかつたものの注意すべき事例を一〇例（第三章）紹介することにより、この点を明確にする。そして第四章において、これら多岐にわたる諸事例を五つの類型によって整理し、かつ各類型の特徴を考察する。

なお、できるかぎり多数の事例を紹介するため、各事例の記述は極力簡潔なものとし、賠償に関係する点に絞って述べることにする。各事例の詳細については、注に関係する外交文書および参考文献を掲げたので、それらを参照さ

れたい。

第一章 日本が賠償支払国となつた事例

一 幕末の諸事件

江戸時代末期、攘夷思想のもと外国人を殺傷し、居留地を襲撃する事件が頻発した。これらのうち、各国が幕府や各藩の責任を追及し、賠償要求にまで至つた事件も少くない。これらは本稿が対象とする時期からは外れるものがあるが、重要なものについてはその大略を紹介することにした。

①ヒュースケン事件

一八五八年（安政五年）に米蘭露英仏との間に締結された、いわゆる「安政五か国条約」に基き横浜が開港されると、これに反撥し外国人を襲撃する事件が頻々と起つた。なかでも一八六一年一月一日（万延元年二月五日）に発生した、アメリカ公使館の通弁官ヒュースケン（Heusken, Henry C. J.）の暗殺は、アメリカを除く四か国の公使が共同で江戸退去を決議するなど、重大な外交問題へと発展する。

しかし当事国であるアメリカのハリス（Harris, Townsend）弁理公使は、事件の解決に関して柔軟な姿勢をとつ

た。すなわち警護担当者の処罰と、幕府による犠牲者への慰勞金および遺族扶助料合計一万ドルの給付をもって満足の意を示し、それ以上の賠償は「被害者の流血を売るに等しい」との理由から、その要求を抛棄している。

②東禅寺事件

当時、江戸高輪の東禅寺に置かれていたイギリス公使館が、二度にわたり襲われた事件。

最初の襲撃は一八六一年七月五日（文久元年五月二八日）、十数名の水戸脱藩浪人により行われた。イギリス側に二名の負傷者が出たため、翌年三月一六日（二月一六日）の協定で、幕府は負傷者に対するものとして一万ドルを支払うこととなった。

しかし交渉の落着後ほどない一八六二年六月二六日（文久二年五月二九日）、第二次事件が発生する。今度は館の警備を担当していた松本藩の一藩士が、公使（当時は臨時代理公使）の殺害を図ったものであった。しかし事前に警護の英国海軍兵士に発見され、争闘により二名を殺害したのち自刃した。

第二次事件に対して幕府は、松本藩の処分を行うとともに外交団への説明に努め、かつイギリスに対して犠牲者の遺族扶助料として三〇〇〇ドルの支払を提示した。しかしイギリス側はこれに応じず、本国の訓令に基き一萬ポンド

（四万ドル）の償金を求める。その後折衝が開始されたが、そのさなかに「生麦事件」が発生したため、本事件の賠償も、そちらとあわせて交渉されることとなった。

③生麦事件

一八六二年九月一四日（文久二年八月二日）、武蔵国生麦村にて薩摩藩士がイギリス商人一行を殺傷。イギリス政府は幕府と薩摩藩に、陳謝、犯人の処罰および賠償を要求した。賠償の名目は、幕府に対する一〇万ポンドについては「犯罪を放置し、犯人を処罰しなかった責任」であり、薩摩藩に対する二万五〇〇〇ポンドについては「犠牲者遺族の扶助料および負傷者への慰藉料」であった。

幕府はイギリスの強硬な態度に押切られ、一八六三年六月二四日（文久三年五月九日）要求通り一〇万ポンド、および第二次東禅寺事件の賠償金一萬ポンドを支払った。

他方薩摩藩との交渉は不調に終り、八月一五日（七月二日）から翌日にかけて、イギリスと同藩との間で砲戦となる（薩英戦争）。その後一月九日（九月二八日）から開かれた交渉の結果、交渉を斡旋した佐土原藩主が、薩摩藩にかわって当初の要求通り二万五〇〇〇ポンドを、将来イギリスが薩摩藩のために軍艦購入の斡旋をすることを条件に、幕府から借入れて支払った。

④下関砲撃事件

一八六三年六月二十五日（文久三年五月一〇日）以後、長州藩は攘夷の実践として、関門海峡を通過する米仏蘭の商船および軍艦に砲撃を加えた。最初に砲撃を受けたのは米国の商船であり、同国弁理公使は商船の被った経済的な損害および米国旗に対する侮辱に対し賠償を要求する旨、幕府に申入れた。また同国は英仏蘭の諸国とも協議し、共同して砲撃に対する対抗措置をとることに決した。⁶⁶

決定をうけ四か国の艦隊が、同地の砲台を数日にわたって攻撃、占領したため、長州藩も方針をあらため休戦が成立する。一八六四年一〇月二二日（元治元年九月二二日）、幕府と四か国代表との間で「下の関取極書」が結ばれたが、賠償についての規定は次の通りであった。⁶⁷

取極書はまず、今回の事件による「貿易の損害と軍隊の諸雑費」を幕府が負担するとし（前文）、続いてその金額を三〇〇万ドルと定めた（一条）。具体的な名目は「償金（Indemnities）」のほか、「下の関を焼さる償金（ransom for Shimonoseki）」、「各国同盟船隊の諸雑費」である。⁶⁸ 支払方法は全額を六分割して五〇万ドルづつ、三か月ごとに支払うとされた（二条）が、幕府は下関またはその他の適当な港を開くことで金銭賠償に代える旨を申し出ることができ、その場合、相手締約国は開港地か金銭かを選択する（三条）。

日本側は金銭賠償を選択したが、その支払は幕府の瓦解などで大幅に遅延し、後継の明治政府によって、一八七四（明治七）年になってようやく完了した。⁶⁹

なおアメリカは、一八八三（明治一六）年に自国の受領分全額（七八万五〇〇〇ドル八七セント）を、日本に返還している。

二 堺事件

明治新政府の樹立後まもない一八六八年三月八日（明治元年二月一五日）、堺においてフランス軍艦デュプレクス（Duplex）号の乗組員が、土佐藩兵の発砲を受けた。⁷⁰ 事件の契機などに不明な点が多いが、結局フランス側は死者一名負傷者五名を出すに至る。フランス側は新政府に対し、陳謝や関係者の処刑に加え、犠牲者遺族の扶助料一五万ドルの支払を土佐藩に命じることを要求した。⁷¹

新政府はこの要求を全面的に受入れ、土佐藩に支払を命令する。同藩は一五万ドルを、五万ドルづつ三回にわけて支払うこととした。⁷²

三 パークス英公使遭難事件

一八六八年三月二三日（明治元年二月三〇日）、イギリス公使パークス（Parkes, Harry S.）は京都にて参内の途上

二名の刺客に襲撃された。警護の後藤家二郎らの奮戦により公使はことなきを得たが、その護衛兵一〇名が負傷する。事件後、公使は日本政府の責任を追及せず、賠償も特に要求しなかったが、日本政府はイギリス側の負傷者に対する「養育料」の提供を申し出、一万四〇〇〇ドルを支払った。¹⁶⁾

四 高島炭礦回収問題

一八六八年六月三日(明治元年閏四月二三日)、佐賀藩はイギリスのグラバー商会(Glover & Co.)と高島炭礦の開発に関する契約を結んだ。契約は、形式的には日英共同開発を規定していたが、実際には炭礦そのものを商会側に担保として取られていたこともあり、日本側の立場はきわめて弱いものであった。廃藩置県により契約および負債は佐賀藩から政府が継承したが、政府はこれを機にこの權益の回収を決意する。しかし商会から権利を譲り受けていたオランダ商社との交渉は延引し、ついには外交案件としてイギリス、オランダ両国の公使が乗り出してくるに至った。

その後一八七三(明治〇)年二月二十七日に、日本政府と両国公使との間で合意が成立したため、翌年一月、日本側は洋銀四〇万ドルを支払い權益を回収した。¹⁷⁾

五 大阪オランダ公使館事件

一八六八年八月四日(明治元年六月二六日)、オランダ総領事兼外交事務官から日本政府に賠償が請求された。¹⁸⁾それは当時、大阪に置かれていた同国公使館が侵入を受け、財貨を窃取または破壊されたことに対し、治安責任者たる政府にその補填を求めるというものであった。なお事件当時、同地は戊辰戦争の戦乱に捲込まれるおそれがあったため館員は避難しており、侵入に伴う人的な被害は生じなかった。日本政府はこの請求を受諾し、六二四ドルを支払った。¹⁹⁾

六 スネル事件

一八六八年一〇月八日(明治元年八月二三日)、日本政府は在神奈川オランダ領事宛通牒を發し、同国商人スネル(Schnell, Edward W.)が旧幕勢力に与する庄内藩に武器を売却したとして、前金(一万三〇三三ドル)の引渡を要請した。

この事件は日本政府を原告、スネルを被告とするオランダ領事裁判に付せられたが、スネルは、当該の武器売買契約は成立しておらず、前金の支払もなされなかったと主張した。これに対し日本側は、支払の確実な証拠を示すことができなかった。²⁰⁾

一八七二年六月一日(明治五年五月九日)、逆にスネルがオランダ弁理公使を通じ、日本政府に賠償を要求する。

その名目は、戊辰戦争の戦火が新潟におよんだ際(新潟戦争)に、政府軍により掠奪された財貨の補填である。またその請求額は、旧会津、米沢両藩への債権などを含め一五万ドル余にのぼった。日本側は、当時スネルの武器売買行為を実力で阻止したのは正当な処置であって、賠償の必要はないと主張する。しかし諸般の事情を斟酌した上で、一八七三(明治六年)六月「恵与金」の名目で四万ドルを支給、事件を落着かせた。

なお本件の妥結直後、ドイツ弁理公使から、同様に新潟戦争で同国の商社が被害を受けたとして賠償が請求され、一八七七(明治一〇)年に、日本政府から洋銀一〇〇〇ドルを受領している。さらに新潟戦争に関しては、プロシアおよびイタリア商人が被った損害に対しても賠償がなされた形跡があるが、その詳細については不明である。

七 ヘレン・ブラック号事件

一八六九年五月二一日(明治二年四月一〇日)頃、仙台石巻において、イギリス人クラーク(Clark, George)が米の密商容疑で逮捕された。同人は、旧幕軍への武器食糧援助の疑いをかけられていた英船「ヘレン・ブラック(Helen

Black)」号の乗組員であり、今回の事件もその関連を疑われたのである。しかし取調べの結果、クラークの行動は船長の命によるもので、彼個人に責任はないとして釈放され、代って船長がイギリス側の裁判により、不開港地における密商の罪で処罰された。

日本政府は、クラークの身柄を一月あまり拘束し、イギリス側に引渡さなかったことが条約に違反することを認め、軍務官の下で受けた一六日におよぶ苦痛への慰藉を名目に、三五〇ドルをイギリス公使に支払った。

八 ペイホー号事件その他

一八六九年五月一九日(明治二年四月八日)、青森港において米船ペイホー(Peio)号が新政府軍に抑留され、掲揚されていた米国旗が引降される事件が起った。もともと同船は幕府の所有であったものを、榎本軍が持ち去り、フランス人に売却し、さらに米国人バッチェルドル(Batchelder, Joseph M.)に転売したものであった。抑留は四か月以上におよび、米国弁理公使の強硬な抗議によりようやく解放されたが、その後同船は、修理のため横須賀へ廻航される際に難破沈没した。

一八七一年(明治四年)になって、バッチェルドルの要請を受けた米国公使は、抑留による経済的損害に船体価格

を合した四万八〇六〇ドルの賠償と、米国旗への侮辱に対する陳謝を日本政府に要求する。日本側は国旗への侮辱については過誤を認めしたが、賠償については「本来同船は、幕府の後継政府たる現政府の所有物であり、賠償の必要はない」として拒否した。しかしアメリカ側も譲らず、両者の主張は真正面から対立した。

その後一八七四（明治七）年に、アメリカ側から本件を仲裁裁判に附することが提議され、翌年日本も同意する（正式の約定は一八七六年三月）。ところが双方が指名した仲裁人の間でも意見が合わず、かつ約定にしたがい第三の仲裁人を選ぶにあたっても適任を得られなかったため、決着はさらに遅れることとなった。

結局一八八〇（明治一三）年になって、米国からの下関償金返還が見込まれるようになったこともあり、日本側は示談によりこの問題を解決することにした。すなわちまず銀貨二万五〇〇〇円を支払い、かつ下関償金が返還された場合、さらに洋銀四万ドルを供与するというものである。そして一八八三（明治一六）年、米国から償金が返還されると、日本政府はこの約束を履行した。²⁶⁾

また本件の解決の際に、別の外交案件（アメリカの商社が福井藩に、帆船を売る仮契約をし、これが破約となったために生じた代金の支払をめぐる日米間の争訟）も一括して解決するこ

ととなり、こちらも即金でまず銀貨四〇〇〇円、また下関償金返還の際に「合衆国政府ヨリ日本政府へ払ハルヘキ貨幣」〔日本外交文書「第一三巻、文書三五附属書四」〕で八〇〇〇ドルを支払うこととなった。²⁷⁾

さらにこれとは別にある米国旗が、一八五五年（安政二年）に下田で不当に入港を拒否され、船体および船貨に損害をうけたとして、二四年後の一八七九（明治一二）年一〇月、米国公使を通じて日本政府に損害賠償を請求した。

この件についても交渉の結果、両国間の友好維持の観点から下関償金返還金によって賠償をおこなうこととなり、米金貨一万五〇〇〇ドルが支払われた模様である。²⁸⁾

九 米国人医師解雇事件

薩藩置県に先立つ一八七〇年二月（明治三年一月）、土佐藩は医学教授のため、アメリカ人医師一名を年俸洋銀五〇〇〇ドル、五か年の契約で雇った。ところが翌年、無断で長期休暇をとったことを理由に同藩がこの医師を解雇したため、医師は本国の保護を求め、ここに問題は日米間の外交案件となるにいたった。

米王国務省が駐日公使を通じて問題の善処を要望したため、一八七八（明治一二）年になって本件の解決を図ることとなり、日本側は自らの非は認めなかったものの情状を

酌量し、医師の遺族に米金貨五〇〇〇ドルを供与し示談した。²⁸⁾

二 神戸港税関事件

一八七三(明治六)年二月二十五日以降、米国公使をはじめ各国の代表は、相次いで日本政府に抗議を申入れた。すなわち彼らは、わが国が開港場の税関規則を一方的に制定したのは、一八六六年(慶応二年)の「改税約書」²⁹⁾その他に違反すると主張したのである。またドイツ弁理公使はこれと併せて、神戸港税関が不当に同国商船の船貨陸揚を妨げたとして、損害の賠償を要求した。

日本政府は、各国の条約解釈は誤りであると主張したが、神戸港税関の措置については責任を認め、具体的な被害金額の算定を求めた上で翌一八七四(明治七)年三月、二五五ドルを在神戸同国領事に支払った。³⁰⁾

二 ヘーレン事件

一八七八(明治一)年七月、ペルー在住ドイツ人ヘーレン(Heren, Oscar)が日本にて労働者を雇い入れ、これをペルーに渡航させようとした際、日本政府は事情調査のため一時これを差止めた。ヘーレン側はこの措置を不当とし、二万五六二〇ドル八六セントの賠償を求めて、東京

上等裁判所に提訴した。

翌年になって、日独両国が本件を外交的に処理することと合意。双方から委員を出して調査を行ったのち、日本側が一八八〇(明治一三)年六月に洋銀六〇五一ドル九二セントをドイツ側に支払った。³¹⁾

三 長崎事件

一八八六(明治一九)年八月、長崎に寄港した清国北洋艦隊乗組員と、日本の警察官との間で大規模な衝突が発生し、日本側二名、清国側五名の死者に加え、双方合せて七四名の重軽傷者を出すにいたった。³²⁾

事件は当初、長崎において両国委員が調査を進めたが、一二月以降はもっぱら東京で交渉が続けられる。翌一八八七(明治二〇)年二月には、ドイツ公使の周旋により事件解決の議定書が取り交され、双方がそれぞれ自国の法に照して関係者を処分することで合意した。また双方が非公開書簡によって、相手国死傷者に対する撫卹金を出すこととし、被害者の数を勘案して、清国側は日本側に銀一万五五〇〇円、日本側は清国側に金五万二五〇〇円を支払うことを確認した。³³⁾

第二章 日本が賠償受領国となつた事例

一 台湾出兵

一八七一年一月（明治四年二月）、台湾に漂着した琉球人多数を現地住民が殺害したことを発端とし、ついには日本軍による武力平定にまで発展したのが「台湾出兵」事件である。

事件の賠償については、はじめ現地において交渉されたが不調に終わった。そこで日本の大久保全権弁理大臣が北京に到着した、一八七四（明治七）年九月一日以降の交渉で、あらためて議題としてとりあげられる。そして直接交渉のほか、イギリス公使の仲介などにより最終的に清国側が妥協し、同年一〇月三十一日、事件解決のための「日清兩國間互換條款」および「互換憑單」が締結された。賠償については、清国が日本に対し撫卹金（日本側の遭難者遺族に對するもの）として銀一〇万両、また日本が出兵時に現地を開荒し建設した道路建物等を清国が継承することに對して銀四〇万両、合計五〇万両を支払うことが取決められた。支払は、前者については調印後ただちにおこない、後者については撤兵の期日である同年十二月二〇日を期限とした。これらは、その名目はどうであれ、当時の大久保の言葉

「今般ノ挙ニ於テ用ヒタル処ノ諸費ヲ弁セラル」からも明かなように、日本が事件に際して投じた、各種の経費を回収するためのものであった。なお本件で日本側が支出した実際の経費は、三六一万八〇五九円（輸送船舶購入費を算入すれば、七七二万余円）といわれる。

二 樺太千島交換条約

日本北方の国境確定に関し、一八五五年二月（安政元年二月）の日魯通好条約二条は、千島方面について択捉島と得撫島との間に国境を定めるとともに、樺太島についてはその帰属を決定せず、従来通り両国民の雑居を容認するとした（一八六七年「日露間樺太島仮規則」でも同様の規定）。しかし同島では両国国民間の紛議が絶えず、またイギリス公使の勧告などもあって、日本はロシアとの直接交渉により、国境問題の解決を図ることとした。

交渉の結果、一八七五（明治八）年五月七日に「樺太千島交換条約」が締結される。条約により、千島列島については占守島以南のすべての島嶼を日本が領有し、一方樺太島に関してはロシアの領有権を認めることとなった。そして樺太島に所在する日本国政府の建築物・動産は、共同調査、査定うえでロシア政府がこれを買上げ、千島に所在するロシア政府の官有物と相殺した額を日本側に支払うと

定めた(同条約四款、附属公文一―二款)。

最終的にその金額は七万四六七一九九一銭となり、一八七六(明治九)年四月、一円当り一ルーブル五二コペイカで換算した額(二万二七五四ルーブル五九コペイカ)が、日本公使に支払われている。

三 壬午事変

一八八二(明治二五)年七月に勃発した壬午事変は、直接には朝鮮国内の大院君派(攘夷派)と、閔氏派(開国派)の対立が表面化したものである。事変の発端は、大院君の影響下にあった旧式軍隊の暴動であったが、それはただちに民衆に波及した。暴徒が王宮に侵入し閔氏派の重臣を殺害したため同派の政権は崩壊し、代って大院君が実権を掌握する。一方閔氏政権に協力していた日本も暴徒の襲撃対象となり、邦人一四名が殺害されたほか、公使館も襲撃により焼失、花房弁理公使以下館員は仁川へ脱出し、ついで日本に撤退した。

急報に接した日本政府は、公使に対して訓令を発し、陸軍一個大隊とともに任地に帰還し、朝鮮側との協議に入ることを命じる。これを受け花房公使は八月一三日仁川に上陸、ついで一六日ソウルに入り、新政権との交渉に臨んだ。交渉における日本側の要求は、陳謝、犯人の逮捕処罰、

ソウルにおける日本の駐兵権の確保などであるが、それらとともに被害者への慰藉料、条約違反に対する損害賠償、および今回の出兵費用の補填も求めた。交渉は当初難航するかにみえたが、八月二六日に清国の馬建忠が、朝鮮側の一部と相謀って大院君を拉致し閔氏政権を回復させたため、情勢は一転する。朝鮮側の態度は大きく軟化し、その結果同(一八八二)年八月三〇日には、事件解決のための「済物浦条約」が調印された。本条約によって、朝鮮側は日本官吏の犠牲者および負傷者に対する「体卹金」として五万円を支払うほか、今回の暴動で日本国が受けた損害、および公使護衛のための軍費のうち五〇万円を「填補」することとなった。

なお填補金五〇万円のうち四〇万円分は、日本側が一八八四(明治一七)年一月、朝鮮側に返還している。

四 萬里丸事件

一八八四(明治一七)年一〇月、萬里丸船長渡邊末吉は、朝鮮開拓使従事官白春培と契約を結び、鬱陵島から神戸までの木材の廻漕を請負った。ところが朝鮮側が代金を支払わなかったため、渡邊は一八八六(明治一九)年になって政府の保護を求め、ここに問題は両国間の外交案件となった。

交渉の結果朝鮮側が、廻漕された木材を競売に付し、代金を賠償に充てることを提案。これに日本側も同意したため、木材は神戸にて競売に付され三五二円で落札された。そしてその中から、渡邊からの請求額三一七八円二七銭八厘のうち、当初申告から漏れていた部分を除いた二六六七円八四銭が、同人に交付された。^④

五 甲申事変

甲申事変とは、一八八四（明治一七）年一月二四日に発生した、事大党（壬午事変で政権に復帰した親清系の保守派）の閔氏政権に対する、独立党（青年貴族を中心とする親日系の改革派）のクーデタ事件である。清仏戦争による、朝鮮での清国の影響力の低下に乗じた独立党は、日本の竹添弁理公使らと共に謀のうえ蹶起、事大党の重臣を殺害し革新政府を樹立した。竹添公使も公使館護衛の兵を率いて王宮を占領、クーデタに協力した。しかし事大党は清国軍の応援により国王ならびに王宮を奪還、政権も回復する。竹添公使は一時公使館に撤退したが、館が朝鮮軍民に包囲されたため仁川に脱出、その間在留邦人四〇名が殺害された。また日本公使館も焼失した。^⑤

日本政府は井上外務卿を特派全権大使としてソウルに派遣、事後の処理にあたらせることとし、同月三〇日井上大

使は陸軍二個大隊と共に仁川に到着した。翌年一月三日ソウルで竹添公使と合流した大使は、朝鮮政府との交渉に入り、朝鮮側の謝罪、犠牲者および喪失財産への賠償、邦人殺害犯人の逮捕処罰等を要求する。

日本側が表向きの交渉とは別に、朝鮮側の感情を和らげることに努めたため、ほどなく朝鮮側も、事変の責任の所在に言及しなくなった。そこで善後条約が作成され、同（一八八五）年一月九日に「漢城条約」として調印される。

賠償に関しては、被害者への「恤給金」および「貨物ヲ毀損掠奪セラルル者」に対する填補として一百万円、また日本公使館の再建費用として二万円の合計一三万円で、朝鮮から日本に支払われることとなった。^⑥

なお、今回の事変で直接銃火を交えた日清間でも交渉が持たれ、日本側は清国兵による邦人殺害、および暴行略奪に対する賠償を求める。しかし清国側は、かかる事実はないとしてこれを拒絶した。結局賠償については合意が得られず、交渉により締結された「天津条約」付属の「照会」で「清国側が事情を吟味し、暴行の事実が確認された場合には法に基き処罰する」ことを確認するにとどまった。^⑦

六 オマハ号事件

一八八七（明治二〇）年三月四日、長崎県西彼杵半島沖

に浮ぶ池島に対し、米艦オマハ号が無断で射撃演習をおこなった。同島は人口三七〇名の小島であり、砲撃による直接的被害はなかったが、不発弾の爆発により四名が死亡、七名が負傷した。

事件の報はただちに東京に伝えられたが、交渉は当初、長崎県知事と米国領事の間でおこなわれる。同月一日、同艦艦長は罷免され、軍法会議のため本国に送還された。その後井上外務卿が米国公使と面談し、日本としては速かな措置に満足しており、また本来ならば賠償等を要求できる立場にあるが、この点については貴国を信頼しその対処を待つと伝えた。そして以後、日本側は公式に賠償請求などをする事なく、米国側の反応を待つ。

ところが米国側から賠償につき特に申し出がないので、翌年大隈外相は、陸奥駐米公使に訓令を発し、米国政府の意向を探らせる。公使の働きかけを受けて米国側は議会に諮り、賠償金一万五〇〇〇ドルを特別予算から支出することに決し、一八八九(明治三二)年三月末陸奥公使に手形を交付した(なお事件の四日後、オマハ号乗組員から謝罪の意味で、醸出金六三六ドル二〇セントが被害島民に贈られているが、これは国家間の賠償とは無関係である)。

七 朝鮮人参没収事件

一八九一(明治二四)年一〇月、朝鮮で商業に従事する田中清槌は、売買のために朝鮮人参二二一包を輸送中、禁制品の廉で朝鮮官吏にすべて没収された。日本の梶山弁理公使は朝鮮側に抗議し、条約上日本人が朝鮮人参を売買することは許可されていると主張して、その返還を求めた。

結局朝鮮側はこの抗議を受け入れ、原状回復(現物の返還)の代りに金銭で賠償することを申し出、銀貨二九二八円五角七分を、翌年一月九日に日本側に支払った。

なお本件と前後して、和田常一という人物が同種の紛議に捲込まれたとの記録があるが、こちらは次節「防穀令事件」において、一括して解決されている(賠償額五九八円六七錢三厘)。

八 防穀令事件

朝鮮の開国後、同国は日本に向け米や大豆等を大量に輸出していたが、かかる農作物の大量流出は、朝鮮国内における価格の騰貴をもたらし、また不作に陥った際に食糧不足を招くおそれがあった。

そこで一八八三(明治一六)年、日鮮修好条規附録に付属する「朝鮮国議定諸港ニ於テ日本国民貿易規則」が改訂された折、朝鮮で伝統的に行われてきた「防穀」の制度を認めることとし、「水旱或ハ兵擾等ノ事故アリ境内缺食

ヲ致ス」おそれのあるときは、朝鮮側は一時食糧の輸出を禁ずることができるようにした（朝鮮国ニ於テ日本人貿易ノ規則）三七款^②。しかし本款の規定では、輸出禁止の決定権が中央政府ではなく地方官に個別に委ねられたため、その濫用が両国間の外交紛争を引き起す可能性があった^③。はたして一八八九（明治二〇）年および翌九〇（明治二三）年、咸鏡道と黄海道において防毅令が発せられた際、日本側は、当該地域に凶作等の事実がないにもかかわらず防毅を命じたのは不当として、その解除や責任者の処分のほか、邦人商の被った損害の賠償を朝鮮政府に要求している^④。

交渉は数年に及んだが、賠償金額などをめぐる両者の対立は解消されず、清国の袁世凱による調停も不首尾に終わったため、日本側は一八九三（明治二六）年五月四日、二週間の期限をつけた最後通牒を発する。しかしこのとき、李鴻章の「日本が兵力を韓国に送れば、清国も同様の措置を取らざるをえない」との意向が、在天津日本総領事を通じて日本側に伝えられたため、日本側は妥協を余儀なくされた^⑤。一方朝鮮側も、日本の大石弁理公使がソウルから引揚げる姿勢をみせたため、同月一九日になってついに交渉妥結に合意。朝鮮政府は日本政府に対し、咸鏡道防毅令事件に対する賠償金九万円のほか、黄海道防毅令事件（二件）、和田常一事件（前節参照）、黄海道二重課税事件の四件に対

する二万円の、合計一三万円を支払うこととなった^⑥。

以上の記述から明かなように、この当時「賠償問題」として処理されていた諸事例の内容は、戦費の補填から、紛争の政治的解決に伴う金銭の給付に至るまで、多岐にわたるものであった。次号では、マリア・ルス号事件や大津事件など、賠償には至らなかったものの注意が必要な事例を紹介したのち、本号で紹介した諸事例の整理を試みる。

注(1) たとえば岡野鑑記『日本賠償論』東洋経済新報社、一九五八年

では、賠償を「戦敗国が戦勝国に対して、損害賠償の目的をもつて、一定の貨幣価値を、一定期間内に、一方的、かつ強制的に、

移転する（支払う）国家の経済行為」と定義している（五四三頁）。

(2) そのほか、事件の報を受けた米國政府は各国にむけて、日本に

対して海軍による共同示威行動をとることを提議している（大塚

武松『幕末外交史の研究』新訂増補版、宝文館、一九六七年、三

四一六頁）。

(3) 事件の背景および詳細は、大塚、前掲書、三〇一六頁、一三八一

五七頁および大熊眞『幕末東亞外交史』乾元社、一九四四年、

一二六―一八頁、また鹿島守之助『日本外交史』第一巻、鹿島研究

所出版会、一九七〇年、三六一―八頁。なおここに引用したハリス

の発言は、本国への意見具申の中にもみられるものである。Papers

Relating to Foreign Affairs (後) *Foreign Relations of the United States*, 以下 *FR*, 1862, Part II, pp. 804-6. なお本件に先立つ「一八六〇年二月(万延元年二月)のオランダ人船長殺害事件で、はじめて幕府に対して償金の要求がなされているが、この時の要求額は幕府に対する警告の意味もこめて、一人当り二万五〇〇〇ドルと高額なものであった(大塚、前掲書、三三二頁、一〇六―七頁、一四二―四頁)。

ところで「安政」から「万延」への改元は、その年(安政七年)の三月に行われた。したがってこのオランダ人船長殺害事件は、厳密にいうと「安政七年二月」に起ったものである。しかし明治を含め、明治以前の改元はその年の元日に遡って施行されたので、本稿もそれに従い、万延元年と表記することとする。また我が国で太陽暦が採用されたのは明治五年二月三日、すなわち一八七三(明治六)年一月一日のことである。

- (4) 大塚、前掲書、四八―五一頁、大熊、前掲書、一三〇―三三頁、一四三―三頁、一五〇頁、および鹿島、前掲書、第一巻、八七―九〇頁。なお第二次事件当時の臨時代理公使ニールの肩書を、代理公使としている資料もあるが、川崎晴明『幕末の駐日外交官・領事官』雄松堂、一九八八年、一一四頁では臨時代理公使が正しいとしており、本稿もこれにしたがった。

- (5) 大塚、前掲書、五一―六七頁、一五八―六九頁、大熊、前掲書、一五七―六九頁、一七六―八一頁、鹿島、前掲書、第一巻、九一―

一〇〇頁参照。なお生麦事件については、ほかに尾佐竹猛『国際法より観たる幕末外交物語』文化生活研究会、一九二六年、三五〇―六六頁、三九三―四三七頁、薩英戦争については渡邊修次郎『鹿児島島の対外戦闘并に償金交付の始末』『歴史学研究』第一〇巻一一号、一九四〇年を参照。また幕府の賠償支払をめぐる詳しい経緯については石井孝『明治維新の国際的環境』増訂版、吉川弘文館、一九六六年、一九四―二二二頁を参照。

- (6) 下関砲撃事件については、大塚、前掲書、六七―八八頁、大熊、前掲書、一九二―二〇九頁、鹿島、前掲書、第一巻、一〇三―一五頁、石井、前掲書、二五五―三五四頁、入江啓四郎『国際法上の賠償補償処理』成文堂、一九七四年、一七二―八頁を参照。

- (7) 取極書本文は外務省条約局『旧条約彙纂』第一巻第一部、一九三〇年、二二二―六頁。なお取極書の締結に長州藩が参加していない理由については、大熊、前掲書、二〇四―六頁、鹿島、前掲書、第一巻、一一―一頁、石井、前掲書、三四―二頁。

- (8) これらの名目、および後述の「金銭賠償の代替としての新規開港」に関しては、厳格な賠償法理からは逸脱するものが含まれるとの指摘がなされている(入江、前掲書、一七七―一八頁)。また賠償の要求金額について、英米公使は高くとも二〇〇万ドルとしていたが、フランス代理公使の主張によって増額された(渡邊實『幕末・明治時代における国際法への関心と賠償問題』『日本歴史』二五号、一九五〇年、一九頁)。なおフランスの駐日代表ロッシュ

は、「取極書」の *Ministre Plénipotentiaire*（全権公使）と署名しているが、正式には代理公使であつたらしい（川崎、前掲書、一七頁）。

- (9) 下村富士男『明治維新の外交』大八洲出版、一九四八年、一九一―二八頁、また『日本外交文書』第七卷、文書二四二―六三。
- (10) *F.R.*, 1883, pp. 603-7. および『日本外交文書』第一六卷、文書一六四―一九。返還の経緯については下村、前掲書、二二四―八頁、渡邊實、前掲論文、一九一―二〇頁。関係する記録としては『日本外交文書』第八卷、文書一六四―七、第九卷、文書一八一―四、第一四卷、文書一九三―六、第二五卷、文書一九三―二〇〇、第一八卷、文書二六三―七がある。なお一八八五（明治一八）年の末、突然米国公使が事件に関連する賠償を要求したが、日本側はこれを拒絶している（千八百六十四年下ノ関ニ於テ砲撃ヲ受ケタル米国船「モニトル」号船主要債一件）『日本外交文書』第一九卷、文書一八六―九。
- (11) 事件の詳細は、鹿島、前掲書、第一卷、二六〇―六頁、石井、前掲書、七九九―八〇九頁、岡義武『黎明期の明治日本』未来社、一九六四年、二三一―六頁。また基本的な外交史料は『日本外交文書』第一卷に収録。
- (12) 岡、前掲書、二四頁注一。
- (13) 『日本外交文書』第一卷一冊、文書一六七。
- (14) 同右、文書一八五、二七六、三九二。ただし『日本外交文書』

の記録からは、第二回以降の支払が予定どおり実施されたか明かでない。

- (15) 事件の詳細については『日本外交文書』第一卷一冊、文書二〇六以下、および鹿島、前掲書、第一卷、一一八―九頁、石井、前掲書、八一―六頁、岡、前掲書、三一―七頁。なお負傷者の人数は『日本外交文書』第一卷二冊、文書五四五に拠る。
- (16) 『日本外交文書』第一卷二冊、文書四八八、五四〇、五四五。
- (17) 『日本外交文書』第三卷、文書二九一―三〇五、第五卷、文書三二〇―一、第六卷、文書二二五―三七、第七卷、文書二九四―三一三。また下村、前掲書、一三三―九頁。
- なお本件と同種の、外国に一旦与えた権益を後に回収した事例としては「七重村プロシア権益回収問題」があるが、こちらは基本的に日本政府とプロシア商人の直接交渉によって決着している。七重村問題について詳しくは下村、前掲書、一三九―四六頁、また『日本外交文書』第二卷一冊、文書八七、同卷二冊、文書一八〇、同卷三冊、文書六〇四、六一三、六三八、六四一、六八〇、六八三、第三卷、文書二八二―九八。
- (18) 当時オランダは、日本に公使を駐劄させておらず、この総領事兼外交事務官 (*Consul-Generaal en Politiek Agent*) が国を代表していた。
- (19) 『日本外交文書』第一卷一冊、文書四二八および同卷二冊、文書五五六参照。なおオランダ側は、今後、損害の補填を日本側に

求めることを禁ずる訓令が本国政府から届いた場合、賠償金の全額を返還すると通告したが、今回の調査では返還の形跡はみあたらなかった。

- (20) 『日本外交文書』第一卷二冊、文書五三三、五八九、六〇八、六三一、第二卷一冊、文書一九七、同卷三冊、文書五〇九。
- (21) 『日本外交文書』第五卷、文書二八六―七、第六卷、文書一九七―二〇四。また下村、前掲書、七〇―四頁、入江、前掲書、一七八―八〇頁も参照。関連する研究として丸山國雄「維新前後に於ける東北諸藩の武器購入問題」『歴史地理』第七一卷一、一九三八年、鮎沢信太郎「幕末維新史上に暗躍した怪外人スネル」『日本歴史』一六六号、一九六二年がある。
- (22) 『日本外交文書』第六卷、文書二〇四附記二―四、および第八卷、文書二〇五―一、第一〇卷、文書二一九。
- (23) 『日本外交文書』第六卷、文書一九七、一九九。
- (24) 下村、前掲書、七四―八頁。本件に関する史料は『日本外交文書』第二卷に収録。なお事件の発生日については文書二〇八附属書一および文書二四四附属書に抛り、また慰藉の対象となった、軍務官に拘束された日数については文書四〇九によった。
- (25) 事件の発生日について、『日本外交文書』第二卷二冊、文書二六二では五月二八日となっているが、損害賠償が正式に要求された一八七一年以降の記録（たとえば第四卷一冊、文書二九三）を見るかぎり一九日が正しいようである。本件については『日本外

交史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「ペイホー号事件」の項、および『日本外交文書』第三卷、文書三三四附属書一を参照。また関係する外交史料は、第二卷二冊、文書二六二、二七七、二九九、三二七、三七五、三七九、三八八、四一一、四一四、四四七、五〇〇。同卷三冊、文書五一三、五三〇、五三三、五三四。第四卷一冊、文書一九三―三〇二、第五卷、文書一八三―五、第六卷、文書一九三―六、第七卷、文書二六八―七一、第八卷、文書一八八―二〇四、第九卷、文書一八五―九六、第一卷、文書一八一―三、第三卷、文書三三四―五、第六卷、文書一七〇および一七二。なお船主 *Baundler* の読み方については前掲『日本外交史辞典』に、同船の廻航先（横須賀）については、『日本外交文書』第四卷一冊、文書一九二および附属書に抛った。

(26) ただし四万ドルの支払は洋銀ではなく、同じドルでも価値の高い米金貨で行われた（『日本外交文書』第一六卷、文書一七二、また次注参照）。また『日本外交文書』第一三卷、文書三三五およびその附属書から、この当時、銀貨一円と洋銀一ドルは等価であったと推定される。

(27) 本件「ワレタ号事件」については、『日本外交文書』第一三卷、文書三三四附属書二、文書三五、および第一六卷、文書一七二。なおペイホー号事件とは異り、下関償金返還後の支払は洋銀で行われたが、この際、契約に基いて米金貨八〇〇ドルに相当する額（洋銀八八八ドル七六セント）が相手方に支払われている。

(28) 本件「ウィルミントン号事件」については、『日本外交文書』

第一三巻、文書二三五附記、第一六巻、文書一七四。なお第一四巻、文書一九八によれば、米国人レミングトンと北海道開拓使の訴訟についても米国公使から申し入れがなされているが、この件についても、いくばくかの金銭を支払うことにより解決を図ったようである。ただし、その詳細および結末は明かでない。

(29) 『日本外交文書』第一二巻、文書一八四。なお西南戦争の折、鹿児島県に雇傭されていた外国人が解雇されているが、こちらについても金銭が支給されたようである。ただしこの件については特に本国政府が保護に乗り出した形跡はない（『日本外交文書』第一〇巻、文書二二〇一四参照）。

(30) 『日本外交文書』第六巻、文書三二〇一九、三二二一八、第七巻、文書三三九、三四一一八、三五〇、三五八一六〇。なおイギリス公使も同様の賠償請求を示唆したが、現実の被害が確認されなかったため、具体的な請求はなされなかった（第六巻、文書三一八、三二五、三二八、第七巻、文書三五〇）。また第七巻、文書三四一から判断すると、本件以前にも各港で同種の紛争、および賠償の支払があったようである。

(31) 『日本外交文書』第二巻、文書一八五一九三、第二二巻、文書二二〇一六。また川崎晴朗「オスカル・ヘーレンと日本（下）」『学燈』第八三巻六号、一九八六年、五一頁。なお川崎論文によれば、ヘーレンは翌一八八一年に賠償金の追加を求め、日本側もこ

れを認めたことであるが（追加額一三二四ドル五二セント）、『日本外交文書』にはこの追加についての記録は見当たらない。

(32) 事件の詳細は、安岡昭男「明治十九年長崎清国水兵争闘事件」『法政大学文学部紀要』三六号、一九九〇年（一九九一年発行）。

また中島雄「日清交際史提要」第一七編「長崎事件」（『日本外交文書』明治年間追補第一冊所収）も参照。基本的な外交史料は『日本外交文書』第二〇巻、文書三三四一五五。なお死傷者数については安岡論文、五〇頁に拠ったが、事件解決のための書簡（次注参照）では清国側が八名死亡したことになる。

(33) 議定書および書簡の本文は『日本外交文書』第二〇巻、文書二五一。なお本事件において、日本は賠償支払国であると同時に受領国でもあるが、双方の賠償金額の多寡により、便宜上こちらに分類した。

(34) 事件の詳細は、英修造「一八七四年台湾蕃社事件」『法学研究（慶大）』第二四巻九・一〇合併号、一九五一年、許世楷「台湾事件（一八七一一八七四年）」『季刊国際政治』二八号、一九六五年、瀬川善信「台湾出兵（明治七年）問題」『法学新報』第八〇巻六号、一九七三年、安岡昭男「台湾出兵」『軍事史学』第一〇巻一・二合併号、一九七四年、栗原純「台湾事件（一八七一一八七四年）」『史学雑誌』第八七巻九号、一九七八年など。また基本的な外交史料としては、『日本外交文書』第七巻、文書一一二〇四。

(35) 現地での交渉については、許、前掲論文、四五頁を参照。

(36) 条款および憑單の本文は、外務省条約局『旧条約彙纂』第一巻第一部、一九三〇年、六二八―三三頁。また撫郵金などの受領については、『日本外交文書』第七巻、文書一九七および二〇三。さらに当時の交渉における日本側の対応については中島雄「日清交際史提要」第七編「台湾事件」(『日本外交文書』明治年間追補第一冊所収)も参照。

(37) この点は、日清の交渉過程からものはっきりと看取しうる。『日本外交文書』第七巻、文書八四、一六六、一六九―七〇、一七二―九を参照。なお引用した大久保の言葉は文書一七二にみえる。

(38) 安岡、前掲「台湾出兵」、一〇二頁、許、前掲論文、五一頁。

(39) 交渉の詳細については、鹿島守之助『日本外交史』第三巻、鹿島研究所出版会、一九七〇年、二四八―七九頁、大熊良一『北方領土問題の歴史的背景』南方同胞援護会、一九六四年を、基本的な外交史料は『日本外交文書』第七巻、文書二〇―三三、第八巻、文書七〇―一三三、および第九巻、文書一九―二四を参照。条約および附属公文は外務省条約局『条約彙纂』改訂第一巻、一九三六年、二四六―一九頁。

なおこの建築物・動産の譲渡に伴い支払われた金銭について、『日本外交文書』第九巻、文書一二四、および同附属書三―四では「償金 indemnity」という語が用いられている。また附属公文二款(仏語正文)にも indemnisation の語が見える。

(40) 事変の詳細は、武田勝蔵『明治十五年朝鮮事変と花房公使』開

明堂、一九二九年、田保橋潔「壬午政変の研究」『青丘学叢』二二―号、一九三五年のほか、田中直吉「日鮮関係の一断面」『季刊国際政治』三号、一九五七年、申國柱『近代朝鮮外交史研究』有信堂、一九六六年、一一―二〇八頁、鹿島、前掲書、第三巻、四二―六〇頁。また基本的な外交記録は『日本外交文書』第一五巻、文書九九―一〇七、一一〇、および一四―一三七。なお田保橋論文の主要部分のちに改稿され、同氏の著書『近代日鮮関係の研究』上巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年(一九六三年覆刻)に収録された。

また事変における犠牲者の数については武田、前掲書、九四頁に拠った。

(41) 濟物浦条約、正式名称「明治十五年京城暴徒事変ニ関スル日韓善後約定」の本文は、『旧条約彙纂』第三巻、一九三四年、一六九―七一頁。なお交渉の過程で朝鮮側は、体面金の支払には早い段階で同意したが、賠償に関しては、戦費賠償はともかく損害賠償には絶対に応じられないと主張した。清国の馬建忠も、損害賠償については要求の根拠が薄弱であり、また戦費賠償についても、実費は最高でも五万円と見積り、日本側に非公式に減額を勧告している(田保橋、前掲書、上巻、八二―一頁及び八四―八五頁)。なお、事変の経費に関係する記録は『日本外交文書』第一五巻、文書一四三―一五〇を参照。

(42) 田保橋、前掲書、上巻、九二―一五頁、申、前掲書、二二七―

八頁、田中直吉「朝鮮をめぐる国際葛藤の一幕」『法學志林』第五卷二号、一九五七年、二六頁。返還を定めた往復文書は『旧条約彙纂』第三卷、一七二―四頁。田中論文および申、前掲書（二二八頁、注二六）はこの返還を、前年の米国による日本への下関償金返還（第一章④参照）に倣ったものとしている。また田保橋、前掲書（上巻、八二―頁）によれば、日本側は条約締結交渉に際して「減額を認めると、日本に減額を勧告した清国に朝鮮側が恩義を感じてしまうから、あくまでも条約には五〇万円と明記し、別途善後策を講じるのがよい」と判断したというが、これに従うとすれば、返還はまさにその善後策であったと考えることができる。

(43) 『日本外交文書』第一九卷、文書一六一―二一、関連する記録として第一八卷、文書九四―一三。なお第一九卷、文書二二一の記述から判断すると、当時日鮮間には同種の事件がいくつか提起されていたようである。しかし『日本外交文書』にはこれらについての記録は見当らず、詳細は不明である。

(44) 事件に関する詳細は、田保橋、前掲書、上巻、八九七―一三三頁、申、前掲書、二〇九―八九頁、鹿島、前掲書、第三卷、六〇―一〇〇頁、田中、前掲「朝鮮をめぐる国際葛藤の一幕」、野瀬和紀「甲申政変の研究（一）」『朝鮮学報』第八二輯、一九七七年。また基本史料としては『日本外交文書』第一七卷、文書一一―一二七、第一八卷、文書一八四―二〇二参照。なお邦人犠牲者の数

は『日本外交文書』第一七卷、文書二二五附記による。

(45) 漢城条約、正式名称「明治十七年京城暴徒事変ニ関スル日韓善後約定」の本文は、『旧条約彙纂』第三卷、一七五―一八頁。

(46) 天津条約および照会については、『旧条約彙纂』第一卷第一部、六三―三七頁。なおこの条約は、日清両軍が朝鮮から撤兵し、将来派兵の際には事前に通報することなどを義務づけたものである。条約をめぐる両国の交渉については、田保橋、前掲書、上巻、一〇九七―一三三頁、鹿島、前掲書、第三卷、二〇一―四七頁、田中、前掲「朝鮮をめぐる国際葛藤の一幕」、五八―七一頁、また『日本外交文書』第一八卷、文書一四一―八三。

(47) 事件の概要については、『日本外交文書』第二〇卷、文書二二〇附屬書一、また同巻付録の小冊子「日本外交文書第二〇巻解説」四一―三頁。基本的な外交史料は第二〇卷、文書二〇九―三三および第二二卷、文書一九一―八。

(48) なお本件について、興味深いエピソードがある。本件の賠償額について、日本側は外務省の試算により四万四五〇〇ドルが妥当と考えていた。しかし最初の訓令にこの額が明示されていなかったため、やむなく陸奥公使は、具体的な賠償見積りと、その額を相手方に公然と要求すべきにつき、改めて外務省に請訓する。ところがこの当時、東京―ワシントン間の郵便による連絡は片道約一か月を必要とした。しかも事務手続等に時間を要したため、彼が外務省からの回訓を受取ったとき、請訓からすでに三か月以

上が経過していた（もちろん、米國との交渉の機会には既に失われ
ていた）。そのため本國への報告の中で陸奥は、「畢竟当初ノ御訓
令稍々簡單ニ過キ、本官ヲシテ我政府ノ深意ノアルトコロヲ知ル
ニ苦マシメ、始終本官ヨリ断然國務長官ニ公言スヘキ機会ナカラ
シメ候ニ由リ、常ニ疚所ニ手ノ達セサル感ヲ抱キ居、遂ニ今日ノ
運ニ相成候」（『日本外交文書』第二一卷、文書一九八附記一より
引用、ただし適宜読点を付した）と憤懣を洩らしている。もっと
も日本側は、当初から賠償金額の多寡を論じるつもりはなく、し
たがって仮に、最初の訓令で本國の意向が正確に伝えられていた
としても、結果はさほど変らなかつたであらう。

(49) 『日本外交文書』第二四卷、文書一三九。

(50) 同右、および第二六卷、文書一〇二附記参照。

(51) 田保橋、前掲書、下巻、一九四〇年（一九六四年覆刻）、五三—
六頁。田中、前掲「日鮮關係の一断面」、六九—七〇頁。

(52) 旧規則の本文は『旧条約彙纂』第三卷、一五—二〇頁、新規則
の本文は同巻、二七—五一頁。なお防毅の制度については『日本
外交文書』第二五卷、文書一五五附屬書も参照。

(53) 『日本外交史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「防毅令事
件」の項によれば、事件は一八八四（明治一七）年から一九〇一
（明治三四）年までに二七件発生したとされるが、これが防毅令
の発令そのものの回数なのか、発令が紛争に発展した数なのかは
詳かでない。なお関連する報告が『日本外交文書』に収録される

のは、一八八八（明治二一）年（第二卷、文書九八一—〇五）
以降のことである。

(54) 事件の詳細は田保橋、前掲書、下巻、五三一—三四頁、鹿島、
前掲書、第三卷、一〇五—一三六頁、また『日本外交文書』第二五
卷、文書一五五附屬書。兩國の交渉に関する外交記録は第二二卷、
文書一六七—七六、第二三卷、文書八六一—一〇五、第二五卷、文
書一二五—一五七、第二六卷、一三九—二〇一。

(55) 『日本外交文書』第二六卷、文書一七八。また当時の外務次官
林董の回顧録も参照（林董「回顧録」『後は昔の記他』東洋文庫、
一九七〇年、七〇—二頁）。なお袁世凱は、本件に関して当初か
ら朝鮮寄りの立場をとり、これを支援していたという（鹿島、前
掲書、第三卷、一二四—一五頁）。

(56) 『日本外交文書』第二六卷、文書一八一—二。なお黄海道二重
課税事件とは、一八八九（明治二二）年に防毅令事件と関連して
発生した、地方官による不当課税事件である（第二二卷、文書一
六八—九参照）。またこれら四件に対して支払われた二万円の配
分については、第二六卷、文書二〇二附記一別紙を参照。なおこ
の当時、日鮮間には懸案が山積しており、日本側がその早期解決
を要請していたことが同巻、文書一三六—一八から窺われる。

(いとう しんや・外交防衛課)